

## 建築物移動円滑化基準の改正方針を受けた対応について

### 1. 建築物移動円滑化基準の改正について【参考資料】

- 障害者等の外出機会の増大等に伴い、建築物のバリアフリー化を着実に進めるための環境整備として、国において、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準のうち「便所」、「駐車場」及び「劇場等の客席」に係る基準の見直しが検討されている。
- 検討されている一部基準について、県条例による整備基準を上回る部分があることから、整備基準改正について議論する必要がある。

### 2. バリアフリー法と県条例（3章部分）の関係について

- バリアフリー法の規定は、障害者等が建築物特定施設を円滑に利用できるようにするために設定された「最低限のレベル」と整理されており、建築基準関係規定として建築確認審査において、基準適合の実効性が担保される仕組みとなっている。
- 一方、県条例の規定は、障害者等の利用に配慮した整備を進めるという点で目的は同じだが、バリアフリー法の規定より上回る水準（施設の範囲、整備基準）を設定した上で、事業者の理解を得ながら高い水準での整備を進める仕組みとなっている。
- また、バリアフリー法では、建築物移動円滑化基準の更に上の水準として「建築物移動円滑化誘導基準」を定めており、この基準を満たす建築物は、認定を受けることでシンボルマークによる表示や容積率の特例、税制上の優遇措置といった支援措置を受けることが可能となる仕組みがあるが、県条例における「望ましい水準」は、この誘導基準と同等若しくは高い水準を設定している。

#### 対象施設

バリアフリー法 ◇特別特定建築物 ◇旅客施設 ◇特定公園施設 ◇特定道路 ◇路外駐車場		
みんなのバリアフリー街づくり条例 第4章 ◇特別特定建築物の用途の追加、対象規模の引き下げ		
みんなのバリアフリー街づくり条例 第3章 ◇(建築物)指定施設 ◇旅客施設 ◇特定公園施設 ◇道路 ◇路外駐車場		

#### 整備基準（例）

区分	バリアフリー法	県条例（第3章）
敷地内通路の幅員	120cm 以上	140cm 以上
屋外への出入口幅	80cm 以上	90cm 以上

### 3. 建築物移動円滑化基準等改正案と県整備基準の比較について

区分	義務基準		誘導基準		県条例	
	現行	見直し案	現行	見直し案	整備基準	望ましい水準
車椅子 使用者用 便房	建築物に1以上	【原則】 便所のある階に1以上 【特例】 ・小規模階を有す建築物 床面積の合計が1,000㎡ に達することに1以上 ※小規模階 階床面積1,000㎡未満 ・大規模階を有す建築物 階床面積ごと 40,000㎡未満 ：当該階に2以上 40,000㎡超 ：当該階に 20,000㎡ごと1以上 ※大規模階 階床面積10,000㎡超	便所のある階に1以上 階の便房数200以下 ：2%以上 階の便房数200超 ：1%+2以上	便所のある箇所に1以上	建築物に1以上 【=現行義務基準】	便所のある階に1以上 【=現行誘導基準】
車椅子 使用者用 駐車区画	建築物に1台以上	区画総数200以下 ：2%以上 区画総数200超 ：1%+2以上	区画総数200以下 ：2%以上 区画総数200超 ：1%+2以上	区画総数 ：2%以上	区画総数 ：1%以上 【<見直し義務基準】	区画総数200以下 ：2%以上 区画総数200超 ：1%+2以上 【=現行誘導基準】
車椅子 使用者用 客席	－（基準なし）	客席総数400以下 ：2%以上 客席総数400超 ：0.5%以上	客席総数200以下 ：2%以上 客席総数201～2,000 ：1%+2%以上 客席総数2,000超 ：0.75%+7%以上	客席総数100以下 ：2%以上 客席総数101～200 ：2%以上 客席総数201～2,000 ：1%+2%以上 客席総数2,000超 ：0.75%+7%以上	客席総数500以下 ：2%以上 客席総数500超 ：0.5%以上 【=見直し義務基準】 ※客席総数401～500 については、 <見直し義務基準	－（基準なし）

### 4. 今後の対応について

- バリアフリー法の建築物移動円滑化基準が適用される特別特定建築物は、全て県条例の対象となることから、県条例の整備基準を同等以上の水準まで引き上げる必要がある。
- 一方、県条例では、特別特定建築物には該当しない規模や施設用途の建築物も対象としているため、これらの施設に関する整備基準適用の要否を検討する必要がある。

### 5. 論点整理

- 事業者にとって設計面や経済面での負担が重くなる措置であるため、基準適合の実効性を担保するための措置が限定的である県条例では、一律に基準を引き上げたとしても、整備実現性に懸念がある
- 一方で、法改正基準では、施設規模や駐車区画数、客席数等に応じた基準設定（配慮）が既になされていることにも考慮が必要となる。
- そこで、今後は、事業者・障害等当事者の意見も伺いつつ、次の点を検討する。

- ① 法改正基準に基づき整備を求める公共的施設の施設規模及び種別  
※例えば、公共的施設のうち、特別特定建築物に該当しない施設種別（寄宿舍/事務所/工場等）や小規模施設（200㎡以上500㎡未満の商業施設等）を対象から除くなど
- ② (①で絞り込みを行う場合に、)法改正基準を適用しない公共的施設に適用する基準  
※一定程度、現行の整備基準の引き上げが必要になるのではないかな。
- ③ 「望ましい水準」としての整備基準